

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
輪島市	門前地区(和田、高根尾、本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、広岡、西中尾、小石、鬼屋)	令和3年3月23日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	121.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	100.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	78.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	42.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.6ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

新たな農地の受け手の確保(和田)
耕作放棄地の増加が心配(和田)
基盤整備が必要(和田)
農道・水路の整備(和田)
高齢化が進み大半が耕作出来なくなってきており、後継者も不足している。圃場も湿田化し耕作しづらくなっており、法人・担い手が耕作しやすいよう基盤整備が必要と思われる。(令和3年地区総会で概ね了解を得た。)(高根尾)
65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が3.3haあり新たな農地の受け手の確保が必要。又農道水路の草刈り、江堀り等の保守管理が課題である。(本市)
高齢化や中山間地という条件不利地域であることから担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が問題となっている。(栃木)
65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が4haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。(深田)
65才以上で後継者は無し耕作面積も少なく、新たに借り手もない。(広瀬)
高齢化や中山間という条件不利地域であることから、担い手・後継者不足や耕作放棄地の増加等が課題となっている。(日野尾)
いつ頃からどの農地の耕作を辞める予定があるという人はいなかったが、高齢化の為いつどのようになるかわからない(6人中4人)との回答です。(小石)
山奥は収量が少なく採算が合わない。(小石)
イノシシによる被害増加。電柵内は辛うじて守られているが用水や田んぼの土手がひどい。(小石)
令和2年から耕作を辞めた人が3人(1.7ha)いずれも、中心経営体Rが引き続き作っているし、荒地も作ると思っている。もし、今後辞める人がいても耕作すると思う。この山奥における限界集落に入作を希望する農業者がいるとは到底考えられない。(小石)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当集落の中心経営体が担っていく。(和田)
他地区の大規模経営農業者にお願いする。(和田)
他地区の親戚・友人の農業者にお願いする。(和田)
若い就農者が育つことを期待する。(和田)
耕作できなくなった農地について集落内で意欲ある方。(高根尾)
集落以外で協力できる方(個人・担い手・法人)を中心として農地を守っていきたい。(高根尾)
耕作できなくなった農地について、今後は中心経営体3名が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。(本市)
集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者の受入れを促進したりすることで対応していく。(栃木)
集落内の農業者で意欲ある方を中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。(深田)
今後耕作できなくなったら、受け手がいたら預けたい。年数回の草刈りは続ける。(広瀬)
集落内の農業者で意欲ある方を新たな中心経営体として位置づけたり、入作を希望する認定農業者や新規就農者の受入れを促進したりすることで対応していく。(日野尾)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	15.10 ha	水稲	27.40 ha	
		そば	0.10 ha	そば	0.20 ha	
		大豆	0.30 ha	大豆	0.50 ha	
		六条大麦	0.30 ha	六条大麦	0.50 ha	
認農法	B	水稲	1.10 ha	水稲	1.10 ha	
認農	C	水稲	6.90 ha	水稲	7.60 ha	
		くり	0.10 ha	くり	0.10 ha	
認農	D	水稲	7.10 ha	水稲	7.10 ha	
認農	E	水稲	0.40 ha	水稲	0.40 ha	
	F	水稲	0.50 ha	水稲	0.50 ha	
認農	G	水稲	1.80 ha	水稲	8.90 ha	
	H	水稲	0.70 ha	水稲	0.70 ha	
	I	水稲	0.60 ha	水稲	0.60 ha	
	J	水稲	0.80 ha	水稲	0.80 ha	
		山菜	0.10 ha	山菜	0.10 ha	
	K	水稲	1.00 ha	水稲	1.00 ha	
認農	L	水稲	4.70 ha	水稲	4.70 ha	
		かぼちゃ	0.10 ha	かぼちゃ	0.10 ha	
	M	ミニトマト	0.20 ha	ミニトマト	0.20 ha	
	N	水稲	0.90 ha	水稲	0.90 ha	
		野菜	0.04 ha	野菜	0.04 ha	
	O	水稲	1.10 ha	水稲	1.10 ha	
		野菜	0.09 ha	野菜	0.09 ha	
	P	水稲	0.10 ha	水稲	0.10 ha	
		ミニトマト	0.10 ha	ミニトマト	0.10 ha	
	Q	水稲	1.30 ha	水稲	1.30 ha	
		トマト	0.09 ha	トマト	0.09 ha	
	R	水稲	2.20 ha	水稲	2.20 ha	
		野菜	0.08 ha	野菜	0.08 ha	
			ha		ha	
計	18人		47.90 ha		68.50 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。